

相模原市危険物等の保安に関する事務の手数料の免除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市手数料条例(平成12年相模原市条例第7号)及び相模原市手数料条例施行規則(平成12年相模原市規則第55号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、危険物等の保安に関する事務の手数料の免除の実施に関し必要な事項を定める。

(免除の対象)

第2条 規則第4条第1項第23号に規定する災害のために必要な行為とは、地震、風水害等により市内の広範囲が甚大な被害を受け、市域又は区域に災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合又はそれと同等以上の被害があると認められた場合で、当該被害又はその復旧に伴い消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項ただし書の規定により指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱うときとする。

(免除の申請)

第3条 手数料の免除を受けようとする者は、危険物手数料免除申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(免除の承認又は不承認)

第4条 市長は、前条の申請を承認したとき、又は不承認としたときは、危険物手数料免除(承認・不承認)決定通知書(第2号様式)を申請者に交付するものとする。

(免除の取消し)

第5条 次に掲げる場合は、手数料の免除の承認を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請により免除を受けていることが判明した場合

(2) 免除事由に該当しなくなった場合

2 前項の規定により手数料の免除の承認を取り消した場合は、危険物手数料免除承認取消し通知書(第3号様式)により当該承認を受けた者に通知するものとする。

3 第1項の規定により手数料の免除の承認を取り消した場合は、期日を定めて当該手数料を納付させるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

危険物手数料免除申請書

| | |
|---|-------|
| 年 月 日 | |
| 相模原市長 へ | |
| 住 所 _____ | |
| 申 請 者 氏 名 _____ | |
| 電 話 _____ (_____) | |
| 相模原市手数料条例施行規則(平成12年相模原市規則第55号)第4条第1項第23号の規定により、次のとおり危険物等の保安に関する事務の手数料の免除を申請します。 | |
| 仮貯蔵・仮取扱いの場所 | 相模原市 |
| 納付すべき金額 | |
| 免除申請の理由 | |
| 受 付 欄 | 経 過 欄 |
| | |

- 備考 1 法人の場合は、名称・代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
2 印の欄は、記入しないこと。

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

（申請者）

氏 名

様

相模原市長 印

危険物手数料免除（承認・不承認）決定通知書

年 月 日に申請のありました危険物手数料の免除について、
次のとおり決定したので通知します。

- 1 危険物等の保安に関する事務の手数料の免除を（承認・不承認）する。
- 2 不承認の理由

年 月 日

氏 名 様

相模原市長 印

危険物手数料免除承認取消し通知書

年 月 日に承認した危険物手数料の免除を下記の理由により取り消しますので通知します。

つきましては、免除しました手数料を 年 月 日までに納付してください。

[理由]番号に の付いているもの

1. 虚偽の申請により免除を受けていることが判明したため
2. 免除事由に該当しなくなったため